

**合併処理浄化槽への
転換に補助金を交付**

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

令和3年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、補助金の交付申請をしてください（市が予定している補助金額の上限に達した時点で、受付を締め切ります）。

◎転換とは

建物の建て替えなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

【補助対象】

専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合です。

【補助金額】

5人槽の場合は33万2千円、7人槽の場合は41万4千円、10人槽の場合は54万8千円を限度として交付します。

また、単独処理浄化槽の撤去費用に対して撤去費補助（9万円を限度）を、くみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助（10万円を限度）を転換の補助金額に加算します。

【お問い合わせ先】

市まちづくり推進課（市役所2階）☎32・3957 / FAX 33・2104
Mail:machidukuri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

浄化槽設置の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置のため、適切に維持管理（保守点検、清掃、法定検査）する必要があります。

保守点検は県の登録業者へ

保守点検（点検、調整、修理や消毒剤の補給など）は、県の登録を受けた浄化槽保守点検業者が行います。

清掃は市の許可業者に

清掃（浄化槽内に溜まった汚泥を採取り、機器を洗浄）は、

市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃などのメンテナンスに加え、県の指定検査機関による次の検査を受検しなければなりません。

●浄化槽法第7条検査

使用開始後3ヵ月から8ヵ月の間に1回、主に設置状況を検査します。

●浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水が水質基準を満たしているか検査します。

【徳島県の指定検査機関】

公益社団法人徳島県環境技術センター ☎088・636・1234 / FAX 088・636・1122



**就学援助費の申請は
4月30日(金)までに!**

市教育委員会では、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者の方に対して、学用品費などの援助を行っています。援助を希望される方は、次のとおり申請してください。

【申請方法】

各学校を通じて申請書を配布します。必要事項を記入し、学校へご提出ください。昨年度に認定を受けていた方も、引き続き援助を希望される場合は申請が必要です。

【申請期限】 4月30日(金)

期限を過ぎても申請は可能ですが、認定された場合、申請月の翌月分からの支給になります。

※支給額など詳しくは、申請書と一緒に配布する「就学援助のお知らせ」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

市教育委員会学校課（市教育庁舎2階）☎22・3811 / FAX 33・3540
Mail:gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

**第39回ウォークラリー
市民大会参加者を募集**

開催当日、受付にてコース図（日峰大神子広域公園周辺）を配布します。飲料水やタオルなどは、各自持参のうえご参加ください。なお、本イベントは子ども会の行事ですが、一般の方も当日参加可能です。ぜひご参加ください。

【日時】 4月29日(祝)

・午前8時30分受付開始
・午前9時開会式
・午前9時15分頃からウォークラリー開始予定

※雨天の場合は中止となります。

【集合場所】 S1記念広場

○2名以上のチームで参加、当日受付OK!

【お問い合わせ先】

市教育委員会生涯学習課（市立図書館3階）☎32・2700 / FAX 33・1230
Mail:shougai@city.komatsushima.i-tokushima.jp

